

地域活性化としてのスポーツビジネスと知財制度

2018年3月29日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

地域活性化を模索する各地域（行政・民間を問わず）が、その施策として検討、推進しているもののうち、成功事例として挙げられる一手法として、「おらが町の（プロ）スポーツチーム」の誘致、設立、育成があるのではないのでしょうか。プロスポーツチームによる地域活性化の効果効能については、色々なところで論じられています。

- ・ 試合観戦やそれに付随する飲食、移動、関連グッズ等による直接的経済循環の促進
- ・ プロスポーツチームの存在による地域求心力の増加
- ・ 求心力増加による地域イメージおよび住民アイデンティティの向上
- ・ 住民のスポーツ参加振興による健康増進や医療福祉負担低減・犯罪発生率の低減

プロスポーツをエンターテインメントとして花開かせたアメリカでは、四大スポーツである、アメリカンフットボール・ベースボール・バスケットボール・アイスホッケーが市民権を得ており、世界の多くの国ではサッカーチームが町を代表するシンボルとなっている例に暇がありません。

国内においては、長らく唯一的存在としての野球が、概ね12球団制で地方色の強いプロスポーツとしての不動の人気を誇っていました。平成に入り、華々しくサッカーJリーグが開幕しましたが、その舞台裏では、スポーツ先進国であるドイツを参考にした、地域密着を基本とするシステムを地道に構築することによって、プロスポーツは益々「市民」にとって身近な存在となりました。そして、スポーツ興行の良きライバルを得た老舗の野球界でも、「カープ女子」なる流行語を生み出すような地方起爆剤効果を上げ、地域内外の関心を集めたりしています。更には、2016年開幕のBリーグでは、屋内競技としてのバスケットボールが新しいムーブメントを起こしています。そのほかにも、厳密には「プロリーグ」ではありませんが、女子サッカー「なでしこリーグ」やバレーボール「Vリーグ」など裾野がまだまだ広がる可能性がありそうな競技分野もあります。

スポーツビジネスを成立させる収入要素は主に、①興行収入②放映権収入③スポンサー広告収入④ロイヤリティほか権利料収入、によって構成されているといわれ、特に近年は④の構成比率の上昇が一般的に顕著であるといわれています。

このロイヤリティほか権利料収入は、知的財産権と極めて親和性が高い分野になります。そのため、当所は、大規模・国際・総合・知的財産事務所という強みを活かして、地域活性化に貢献するスポーツ振興関係者の皆様を、知的財産の分野から応援したいと考えています。

2. スポーツブランドの保護

上記1.（はじめに）で述べた地域活性化の効果効能を享受する過程は、「おらが町のチーム」が（の）「ブランド」を意識し、保護し、高めていくステップとも重なります。その「ブランド」を端的に表象するものとしては、

- ・ チーム名、ロゴマーク、ユニフォーム、チーム旗、スローガン、キャラクター
- ・ ホームグラウンド（スタジアム）の名称・外観
- ・ 所属選手の氏名・ニックネーム・肖像
- ・ チーム推奨（各選手愛用）のプレー用具
- ・ チーム（各選手）の関連グッズ

などが挙げられます。

これらを保護するための知的財産権法域は概ね、以下のように大別できます。

- 商標権・・・チーム名、ロゴマーク、チーム旗、スローガン、スタジアム名称、キャラクター外観（立体商標として）、所属選手の氏名・ニックネーム
- 意匠権・・・ユニフォーム、プレー用具・関連グッズ（形態に特徴を有するもの）
- 著作権・・・ロゴマーク、キャラクター外観、（一部の）スタジアム外観
- 特許権・・・プレー用具・関連グッズ（技術的特徴を有するもの）
- 肖像権・・・（法的に明文上の記載はないが判例／契約により保護される権利）
- パブリシティ権・・・所属選手の肖像・氏名

本項では、この中で、「ブランディング」に直結し、明文上規定のある商標権を中心にご紹介します。

3. 商標権とプロスポーツ

スポーツチームには名称やロゴ、キャラクターが付き物です。これらは地域に根差したチームの原動力や求心力をシンボリックに表したものとなります。そのため、試合を行う際に用いられることは勿論のこと、様々な関連グッズやサービスでも商標使用されます。そのため、上記で列挙した商標権で保護可能な商標のうち重要なものについては出願し、「登録商標」として権利化しておく必要があると考えます。このステップを踏んでおかないと第三者が勝手にそれら「商標」を使用したとしても、対応措置をとれない場合が生じ得ます。もちろん、それら商標が当該チームのものとして、既に一定の周知著名性を備え

ていれば、不正競争防止法による対応も考えられます。また、キャラクター（外観）等は、自らに著作権が帰属する著作物であれば、著作権法による保護が可能となる場合もあります。

が、事後的かつ煩雑な手続きを経る必要が往々にしてあり、効果的かつ速やかな救済措置を講ずることは、商標権と比べると一般的に困難と考えられます。また、キャラクターの名称については、著作権法の保護対象外となります。更には、我が国の商標法における先願主義（先に出願した者に権利取得の機会が与えられること）により、万が一、それらの「商標」と同一または類似するような登録商標が他者に取得されてしまった場合、チーム自らの名称等を使用できなくなる危険性すら生じます。現にそのような深刻な問題を防止するために、先述のサッカーJリーグでは、Jリーグ入会的前提である「Jリーグ百年構想クラブ」認定の条件の一つとして、申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Jリーグの指定する商標が取得済みであるか、または出願中であること、あるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること、と明示されています。この商標の登録については、45に大別された区分のうち、チームが関わる役務（サービス）、商品について、各々取得しておく必要があります。

商標登録の分類の一覧表（商標法施行令 別表）

区分	商標登録の区分の名称
第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗浄剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品

- 第17類 電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
- 第18類 革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
- 第19類 金属製でない建築材料
- 第20類 家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
- 第21類 家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
- 第22類 ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
- 第23類 織物用の糸
- 第24類 織物及び家庭用の織物製カバー
- 第25類 被服及び履物
- 第26類 裁縫用品
- 第27類 床敷物及び織物製でない壁掛け
- 第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具
- 第29類 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
- 第30類 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
- 第31類 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
- 第32類 アルコールを含有しない飲料及びビール
- 第33類 ビールを除くアルコール飲料
- 第34類 たばこ、喫煙用具及びマッチ
- 第35類 広告、事業の管理又は運営及び事務処理
- 第36類 金融、保険及び不動産の取引
- 第37類 建設、設置工事及び修理
- 第38類 電気通信
- 第39類 輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
- 第40類 物品の加工その他の処理
- 第41類 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
- 第42類 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
- 第43類 飲食物の提供及び宿泊施設の提供
- 第44類 医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
- 第45類 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び警備

※ハイライト部分は、プロスポーツチームが最低限取得しておいた方がよいと考えられる区分

上記は、各区分に含まれる商品／役務を大まかに表したのですが、実際に出願して権利化するには、各区分毎に、商標の審査基準に準拠するような、更に細かい指定商品や指定役務を記載する必要があります。そのため、第三者が不当に使用する商標の商品／役

務分野が、自ら登録した商標と同一の区分であっても、指定した商品／役務とは同一または類似するものでないと特許庁や裁判所で判断される場合は、差止めや損害賠償請求等の権利行使が適わないこととなります。

よって、この指定商品／役務の内容については現段階での事業計画の範囲だけでなく、将来的なチームビジネスの展開までを見据えたうえで、慎重に吟味して権利化しないと、登録した意味をなさない事態を招来しかねません。

ちなみに、国内スポーツビジネスの両巨頭ともいべき「野球」と「サッカー」ですが、平成 23 年以前の審査基準では、各々の興行は同じ第 41 類に属していながら、「非類似」とされていましたが、平成 24 年以降は、第 41 類において全てのスポーツ興行が類似すると判断されることとなっています。

我が国の商標制度では、同一出願人（権利者）によるものであれば、同一（または類似する）商標について、他の区分や同一区分内の他の指定商品／役務を事後的追加的に出願して権利化することもできます。よって、事業の進捗状況や経営資源の最適配分等を考慮に入れながら、段階的に取得していくことも可能です。

一方、商標法には不使用商標取消審判請求制度というものがあり、登録後継続して 3 年以上、登録商標がその指定商品／役務で使用されていないと、第三者からの請求によって登録が取消される恐れがあります。

しかし、関係者一同の努力成果が現れて、ブランド価値が高まれば高まるほど、他者による名声への「タダ乗り」や「汚染化」を防止すべく、自らは使用意志のない商品や役務であっても、幅広い分野において保護を確立したいと考えるのは自然の流れと言えます。このような場合、我が国では、その商標が一定の著名性を確保していることを要件に、使用を前提としない分野でも権利化することのできる「防護標章制度」が活用できます。これにより、通常の商標権との複合的な出願戦略による遺漏のないブランド保護を目指すことも可能足りえます。以下の例は、国内で最も著名と思しきスタジアムの商標（および防護標章）の登録網となります。

※本業である「運動施設」「娯楽施設」を始めとするその他（多目的ホールを含む）の施設の提供（41, 42 類）を指定役務として登録商標を保有するとともに、45 区分中 42 区分において防護標章を登録し、他者の使用を隙間なく抑止していることが窺えます。

【東京ドーム】が廃れたる特許結果 46件中1から46件を表示

項番	出願/優先/登録番号	特種 (特許用)	区分	出願人	出願日	登録日	イメージ	ステータス
1	特許3067556	東京ドーム	41	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1995/08/31	東京ドーム	存続/特許-継続
2	特許3067556(01)	東京ドーム	01	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
3	特許3067556(02)	東京ドーム	02	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
4	特許3067556(03)	東京ドーム	03	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
5	特許3067556(04)	東京ドーム	04	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
6	特許3067556(05)	東京ドーム	05	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
7	特許3067556(06)	東京ドーム	06	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
8	特許3067556(07)	東京ドーム	08	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
9	特許3067556(08)	東京ドーム	10	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
10	特許3067556(09)	東京ドーム	11	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
11	特許3067556(10)	東京ドーム	12	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
12	特許3067556(11)	東京ドーム	17	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
13	特許3067556(12)	東京ドーム	40	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続
14	特許3067556(13)	東京ドーム	42	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1996/11/27	東京ドーム	存続/特許-継続

15	特許3067556(14)	東京ドーム	14	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
16	特許3067556(15)	東京ドーム	36	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
17	特許3067556(16)	東京ドーム	18	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
18	特許3067556(17)	東京ドーム	22	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
19	特許3067556(18)	東京ドーム	23	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
20	特許3067556(19)	東京ドーム	24	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
21	特許3067556(20)	東京ドーム	25	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
22	特許3067556(21)	東京ドーム	26	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/01/29	東京ドーム	存続/特許-継続
23	特許3067556(22)	東京ドーム	07	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/03/10	東京ドーム	存続/特許-継続
24	特許3067556(23)	東京ドーム	37	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/04	東京ドーム	存続/特許-継続
25	特許3067556(24)	東京ドーム	13	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/11	東京ドーム	存続/特許-継続
26	特許3067556(25)	東京ドーム	19	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/11	東京ドーム	存続/特許-継続
27	特許3067556(26)	東京ドーム	15	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続
28	特許3067556(27)	東京ドーム	16	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続
29	特許3067556(28)	東京ドーム	20	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続
30	特許3067556(29)	東京ドーム	21	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続

項番	出願/優先/登録番号	特種 (特許用)	区分	出願人	出願日	登録日	イメージ	ステータス
31	特許3067556(30)	東京ドーム	27	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続
32	特許3067556(31)	東京ドーム	28	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続
33	特許3067556(32)	東京ドーム	34	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/04/18	東京ドーム	存続/特許-継続
34	特許3067556(33)	東京ドーム	35	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/05/23	東京ドーム	存続/特許-継続
35	特許3067556(34)	東京ドーム	39	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/08/08	東京ドーム	存続/特許-継続
36	特許3067556(35)	東京ドーム	41	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/08/08	東京ドーム	存続/特許-継続
37	特許3067556(36)	東京ドーム	38	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/09/05	東京ドーム	存続/特許-継続
38	特許3067556(37)	東京ドーム	29	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/12/12	東京ドーム	存続/特許-継続
39	特許3067556(38)	東京ドーム	30	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/12/12	東京ドーム	存続/特許-継続
40	特許3067556(39)	東京ドーム	31	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/12/12	東京ドーム	存続/特許-継続
41	特許3067556(40)	東京ドーム	32	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/12/12	東京ドーム	存続/特許-継続
42	特許3067556(41)	東京ドーム	33	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1997/12/12	東京ドーム	存続/特許-継続
43	特許3067556(42)	東京ドーム	09	株式会社東京ドーム	1992/09/21	1998/09/18	東京ドーム	存続/特許-継続
44	特許3347391	東京ドーム	41	株式会社東京ドーム	1994/04/06	1997/08/29	東京ドーム	存続/特許-継続
45	特許4015475	東京ドーム	42	株式会社東京ドーム	1994/04/05	1997/06/20	東京ドーム	存続/特許-継続
46	特許4026200	東京ドーム	42	株式会社東京ドーム	1994/04/06	1997/07/11	東京ドーム	存続/特許-継続

J-plat pat (平成 30 年 2 月 19 日) 検索結果

また、ホームグラウンドやチームの名称のみならず、所属するスター選手の氏名やニックネームについても適切な保護の検討をする必要があると言えます。今はニューヨークで

<p>1. 意匠登録1389967 運動用上衣 株式会社 横浜ベイスターズ</p> 	<p>2. 意匠登録1389966 運動用上衣 株式会社 横浜ベイスターズ</p> 	<p>3. 意匠登録1389965 運動用上衣 株式会社 横浜ベイスターズ</p> 	<p>4. 意匠登録1361963 クッション 株式会社 横浜ベイスターズ</p> 	<p>5. 意匠登録1361488 クッション 株式会社 横浜ベイスターズ</p> 
<p>6. 意匠登録1359483 仮装用かぶりものおもちゃ 株式会社横浜ベイスターズ</p> 	<p>7. 意匠登録1359019 仮装用かぶりものおもちゃ 株式会社横浜ベイスターズ</p> 			

関連グッズとしては、定番のタオルやマグカップ、キーホルダー等のほかに、季節モノや流行モノ、飲食物など多岐にわたります。その多くは、商標権や著作権でカバーできるものもありますが、意匠権の方が、より適しているもの、重層的に保護したほうが万全なものなど、個別具体的な検討が必要と考えます。



【登録番号】第 1276246 号
【意匠に係る物品】装飾用シール
【意匠権者】株式会社読売巨人軍



【登録番号】第 1290121 号
【意匠に係る物品】動物おもちゃ
【意匠権者】株式会社北海道日本ハムファイターズ



【登録番号】第 1418005 号
【意匠に係る物品】バスおもちゃ
【意匠権者】東京フットボールクラブ



【登録番号】第 1489234 号
【意匠に係る物品】人形
【意匠権者】株式会社横浜 DeNA ベイスターズ

5. プロスポーツと知財ライセンス契約

高いブランド価値を生み出すプロスポーツについては、上記1.に記載のとおり、「ライセンスアウト」がマネタイズの重要な手法となります。先に述べた各種関連グッズに関しては、運営主体が自ら販売主体となるものも多くあります。が、地元の企業や商店とライセンス契約を結び、より強固な繋がりを構築しながら、チームを維持発展させるための適性利潤を得ることも経営戦略の柱となり得ます。その他にもホームスタジアムのネーミングライツやイベント企画等による、広範な「地元」とのタイアップが考えられます。このような際には、多くの場合、何らかの契約を当事者間で結ぶことになろうかと思えます。そして、そのような契約や合意では、契約金額や期間ばかりでなく、①チームのブランドを毀損することのないような使用基準や品質基準、②互いの存在意義を認め、信頼関係に基づいた互恵のポリシー、③契約当事者のみならず、地域住民にとっても共感を得ることの出来るような条項を盛り込むなど、単なる営利契約に陥らない配慮も考えに入れておきたいところです。そして、その際には、公示性のある商標権や意匠権を上手に絡ませることによって、各当事者間に疑義や齟齬が生じにくい契約の締結へと導きやすくなるのではないのでしょうか。

6. 地域活性化に資する、スポーツ振興に関わる皆様を応援します

スポーツは、その高みを目指すプロセスが人々の感動や共感を呼び、昂揚感や一体感を醸成することができます。これらは、まさに地域を活性化するための原動力と見事にリンクしています。プロチームによる運営体制ばかりでなく、企業内スポーツチームが数多く存在している事実も、企業の広告・イメージアップだけが目的でないことを物語っています。

単なる経済循環の活性化、営利の追求だけではない確かなポリシーがそのベースにあるからこそ、スポーツ振興が人を惹きつけて止まないのだと考えます。一方で、権利関係や契約内容を十分に精査し調整していなければ、後々の紛争の火種となり、活性化へ向けた一体的な取り組みに大きな影を落としかねない場合も生じ得ます。

当所では、スポーツ振興に関わる志の高い皆様方が、安んじて事業および地域活性化に邁進できるよう、知財分野の良き相談相手になりたいと切に願っております。世界を舞台に羽ばたける選手層の輩出や、海外プロリーグとの協調連携など、地域に根差したプロスポーツの開花により、更なる発展も夢ではないと考えます。

創立40周年を超えた大規模・国際・総合・知的財産事務所として、全力で皆様をサポートし、お役に立ちたいと思っております。

どうぞ、お気軽に何なりとお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

法務部

弁理士 池田 抄太郎 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : iplaw-tyk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

＜弊社総合ウェブサイト＞ : <http://www.harakenzo.com>

＜商標専門サイト＞ : <http://trademark.ip-kenzo.com>

＜意匠専門サイト＞ : <http://design.ip-kenzo.com>

＜弊社法務部 facebook＞ : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

＜広島事務所 facebook＞ : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

以 上